

福山市プログラミング教育推進業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 業務目的

福山市立中学校において、プログラミングに触れる環境を整えることで、生徒が情報活用能力や問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質能力を身に付け、創り出す喜びや探究する面白さを実感する学びの場を充実させる。

2 業務概要

- (1) 業務名称：福山市プログラミング教育推進業務委託
- (2) 業務場所：福山市及び福山市が指定する場所
- (3) 業務内容：福山市プログラミング教育推進業務委託仕様書のとおり
- (4) 業務履行期間：契約締結日から2025年（令和7年）3月31日（月）まで

3 委託費

委託費の上限は1,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。
なお、見積額が委託費の上限を超過した場合、12の失格条件に該当し、失格とする。

4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、高度かつ専門的な知識・経験等を有する業者から提案を広く募集し、提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定するものである。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていない者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは、指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (5) 福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号又は第2号又は第3号の規定に該当しない者であること。
- (6) 公告の日から起算して過去5年以内に、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校において、プログラミング教材を導入した実績を有すること。

6 参加申込の手続等

(1) 担当部局

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号（本庁舎13階）
福山市教育委員会事務局学校教育部学びづくり課

電 話：０８４－９２８－１１８３（直通）

F A X：０８４－９２８－１７３７

E－m a i l：manabizukuri@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

項 目	日 程
公告	2024年（令和6年）4月5日（金）
実施要領等の配布期間	2024年（令和6年）4月5日（金）から 同年4月19日（金）午後5時まで
質問書の受付期間	2024年（令和6年）4月5日（金）から 同年4月12日（金）午後5時まで
質問書に対する回答	2024年（令和6年）4月16日（火）
参加申込書の受付期間	2024年（令和6年）4月5日（金）から 同年4月19日（金）午後5時まで
参加資格確認結果の通知	2024年（令和6年）4月23日（火）
企画提案書等の受付期間	2024年（令和6年）4月23日（火）から 同年5月7日（火）午後5時まで
書面審査もしくは プレゼンテーション及びヒア リング	2024年（令和6年）5月8日（水）から 同年5月14日（火）までの期間で実施
結果通知	2024年（令和6年）5月15日（水）

(3) 実施要領等の配布期間、配布場所及び配布方法

ア 配布期間

公告の日から2024年（令和6年）4月19日（金）まで（ただし、福山市の休日
を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除
く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

イ 配布場所

(1)に同じ。

ウ 配布方法

(1)で交付又は福山市ホームページ
(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>)に掲載

(4) 質問書の受付及び回答の公表

ア 質問書受付期間

公告の日から2024年（令和6年）4月16日（火）午後5時までとする。

イ 質問書の提出方法

質問書（様式1）を学びづくり課宛てに電子メールで提出すること。

※質問書を提出した場合、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※メール件名は「福山市プログラミング教育推進業務委託に係る質問書」とすること。

ウ 回答

質問に対する回答は競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、2024年（令和6年）4月19日（金）までに福山市ホームページに掲載する。

7 参加申込書類の作成等

(1) 受付期間

公告の日から2024年（令和6年）4月19日（金）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

6（1）に同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお、郵送の場合、2024年（令和6年）4月19日（金）午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

(4) 提出書類及び部数

次のア～サの書類を各1部提出すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を提出すること。

（オ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以降に発行されたもの。）

ア アセスメントに基づく指導支援業務委託に係る公募型プロポーザル受付票（様式2）

イ 参加申込書（様式3）

ウ 実績報告書（様式4）

過去5年以内の本業務または本業務に類似する業務の実績の概要が分かる資料（契約書、報告書、新聞記事等のいずれか）を添付すること（写し可）。

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前に1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し）

オ 商業登記簿謄本（写し可）

カ 市税の完納証明書（原本。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書（様式2）を提出すること。）

キ 納税証明書（写し可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの。）

ク 印鑑証明書（原本）

ケ 使用印鑑届（様式6）（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合）

コ 委任状（様式7）（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合）

サ 誓約書（様式8）

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

シ 封筒（344円切手を貼付したもの・参加資格確認結果通知送付用）

8 プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

7で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行うものとする。

（1）参加資格確認結果の通知

2024年（令和6年）4月23日（火）

※参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

（2）参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

- ・参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。
- ・参加申込書の提出者が1者の場合、当該1者について参加資格の確認を行う。

9 企画提案書の作成等

参加資格確認の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を作成・提出すること。

（1）受付期間

2024年（令和6年）4月23日（火）から5月7日（火）まで（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

（2）提出場所

6（1）に同じ。

（3）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日・祝日等（福山市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条に規定する市の休日）を除く午前8時30分から午後5時まで）

なお、郵送の場合、2024年（令和6年）5月7日（火）午後5時必着となるため、確実に届く方法で提出すること。なお、届いているかどうか確認の電話を行うこと。

※提出書類の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

（4）提出書類及び部数

ア 企画提案書（様式9） 1部

イ 企画書 6部（正本1部、副本5部）

企画書は、A4サイズ10枚以内、原則片面印刷とし、文字の大きさは11ポイント以上（図表は除く）、使用する言語は日本語とし、福山市プログラミング教育推進業務委託仕様書を踏まえて作成すること。なお、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

ウ 見積書 1部

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに、福山市プログラミング教育推進業務委託業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価を行うこととする。

受注候補者の選定に当たっては、別表の評価項目及び評価内容に基づき、提出書類の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、業務の実施能力等を評価・採点し、審議の上、選定する。

（1）選考方法

- ア 評価委員会が評価基準書に基づき、企画提案書による審査を行う。
- イ 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- ウ 評価点の合計が同点の場合は、評価委員会委員の多数決により順位を決定する。
- エ 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、受注候補者として選定しない。
- オ 参加者が1者のみであっても、評価点が全体の60%以上であれば受注候補者とし、随意契約の交渉を行う。

(2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

(3) 審査

ア 実施日

2024年（令和6年）5月8日（水）から5月14日（火）

イ 実施方法

別表の評価項目による書面審査もしくはプレゼンテーション審査を実施

ウ プレゼンテーション及びヒアリング

1 提案者あたり30分以内（プレゼンテーション20分及びヒアリング10分）

※プレゼンテーション及びヒアリングは希望する提案者のみ実施し、詳細については、別途通知。

(4) 結果通知

2024年（令和6年）5月15日（水）までに、企画提案書提出者全員に選定結果を通知する。なお、受注候補者に対する採用通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行うこととする。

(5) 評価結果の公表

評価結果については、福山市ホームページに公表する。なお、審査の方法や内容、結果に対する疑義は受け付けない。

また、評価項目ごとの評価結果の公表を希望する場合、2024年（令和6年）5月17日（金）までにその旨を記載した電子メールを6（1）に提出すること。（本市からの回答については、送付元の連絡先に電子メールを送付する）

(6) 企画提案書の提出者がいない場合の取扱い

企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

1.1 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について、協議等を行い、仕様書の内容確定後に見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

1.3 その他の留意事項

- (1) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合、辞退したものとみなす。
- (3) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。また、提出された参加申込書及び企画提案書は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (6) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとするが、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (7) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (8) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (9) 提出された企画提案書等は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (10) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式自由）を学びづくり課に持参又は郵送により提出すること。
- (11) 参加者（又は参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとし、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画が変更又は中止となる場合があり、その場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わない。
- (15) 参加者は参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- (16) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (17) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われることについて、本市と協議の上、許可を得たものについては業務の一部を委託することができるものとする。
- (18) 受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。

- (19) 受注者は、業務を実施するに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。これは業務終了後も同様とする。
- (20) 受注候補者が、プロポーザル参加資格確認結果を通知した日から契約の日までの期間内において、本市の指名除名措置又は入札参加資格の取消しを受けたときは、当該受注候補者と契約を締結しないものとする。

アセスメントに基づく指導支援業務委託 評価基準・評価項目

項目	評価の視点	配点
1 本事業に対する理解・実績		
プログラミング教育への理解	中学校プログラミング教育を理解し、課題に対する適切な考え方や方針が示されているか。	5
実績	プログラミン教材の運用実績(自治体や学校等への導入実績等)があり、利用者を組織的に管理・支援する体制が整っているか。	5
2 基本的な機能		
基本的な機能	・学習端末を用いて、学校、家庭を問わず学習できるよう、ブラウザベースのクラウド型教材であるか。 ・HTML、CSS、JavaScript のテキストコーディングによる双方向コンテンツを制作できる教材であるか。	5
3 学習指導要領等への対応		
学習指導要領への準拠	中学校技術分野 D 情報の技術(2)「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによって問題を解決する活動」の学習範囲に対応しているか。	10
技術分野の授業づくり	教員の授業計画に応じて、教材活用がしやすいものとなっているか。	10
他教科等での活用	他教科や総合的な学習の時間等の授業で活用することができるか。	10
4 生徒向け機能		
個別サポート	生徒の学習状況に応じて、生徒自身が個別学習できる機能があり、教員はその状況を把握できるか。	5
授業以外での活用	生徒の興味関心や課題意識から、他教科等や家庭で活用できるか。	10
5 教員向け機能		
学習進捗確認	単元や授業ごとに、生徒の学習進捗が把握しやすいものとなっているか。	10
観点別評価対応	「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点に基づき、学習状況の評価を行うための評価基準が明確なものとなっているか。	5
6 サポート体制		
サポート窓口	学習内容や授業進捗の事情等に応じて、教員から受ける疑問や相談に柔軟な対応ができるか。	10
教員研修	教材活用や授業づくりについての研修が実施できるか。	10
7 セキュリティ		
セキュリティ対応	情報セキュリティ体制や個人情報の漏洩等の不測の事態が発生した際の具体的な対応方法、マニュアル等が示されているか。	5
合計		100点満点